



2. 令和2年8月7日審査会合における指摘事項

令和2年8月7日審査会合における指摘事項

No.	指摘事項	回答箇所
1	開削調査箇所（南側）に認められるTs2ユニットについては、Ts3ユニットと同様、硬度測定を実施すること。また、硬度測定結果はN=5の平均値として整理しているが、各測定箇所におけるばらつきが分かる様、平均値だけではなく全データを提示すること。	「3.2 開削調査箇所（南側）に認められる斜面堆積物の検討」のうちP59～P65及びP78～P79に掲載。
2	開削調査箇所（南側）に認められるTs1～Ts3ユニットについては、Ts2ユニットに関する硬度データを取得の上で、同様な特徴と異なる特徴を改めて整理すること。	「3.2 開削調査箇所（南側）に認められる斜面堆積物の検討」のうちP3～P6に掲載。
3	開削調査箇所（北側・南側）及びF-1断層開削調査箇所に認められる各ユニットの堆積・侵食関係、供給源、旧海食崖の分布範囲等を踏まえ、開削調査箇所（北側・南側）が現在の形状に至るまでの形成史を、平面図等を用いて整理すること。	「3.1 F-1断層の活動性評価及びF-1断層開削調査箇所付近の形成史」のうちP16～P26に掲載。
4	開削調査箇所（南側）付近においては、1、2号炉建設時にどのような敷地造成を行ったかを、工事記録等に基づき整理すること。	「3.4 開削調査箇所（南側）付近における敷地造成について」のうちP1～P12に掲載。
5	開削調査箇所（南側）に認められる盛土と同様、1、2号炉建設時の造成において、地表付近で盛土を実施している箇所を複数確認し、Ts3ユニットとの違いを整理した上で、今回提示した盛土とTs3ユニットの区分の妥当性を示すこと。	「3.4 開削調査箇所（南側）付近における敷地造成について」のうちP13～P28に掲載。
6	開削調査箇所（北側）においては、小断層上端部とTf2ユニットとの関係を明確にするため、北側壁面、南側壁面とも奥行き方向に掘削を実施しているが、掘削途中の状況写真を提示すること。	「3.3 小断層の影響範囲に関する検討」のうちP14, P17, P18, P30及びP33に掲載。
7	開削調査箇所（北側）北側壁面においては、奥行き方向への掘削後、2条の小断層のうち、上盤側の小断層上端付近に黒色の線構造が認められるが、開削調査箇所（北側）には、同様なものが頻繁に認められるかを確認するとともに、帯磁率測定のような定量的データも示すこと。また、当該線構造の形成が層相の違いに起因するのであれば、層相境界の上下における礫径、礫の長軸方向等のデータを示すこと。	「3.3 小断層の影響範囲に関する検討」のうちP22～P29に掲載。
8	敷地の現地形において凍結融解作用の影響がどの程度の深度まで及ぶかを整理した上で、現在、Ts3ユニットが凍結融解作用の影響を受けているかどうかを検討すること。	「3.5 周氷河作用の影響に関する検討」のうちP24～P31に掲載。